

【熊本県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4
熊本地方卸売市場	<u>株式会社 熊本地方卸売市場業務規程集</u>	事項3のうち「買受人組合等の承認又は推薦を受けなければならない」とするルールについて、水産部業務規程細則第9条及び第16条、青果部業務規程細則第9条及び第16条の改善に向け今後検討予定
地方卸売市場熊本東部青果株式会社	<u>地方卸売市場 熊本東部青果株式会社 業務規程</u> <u>地方卸売市場 熊本東部青果株式会社 業務規程細則</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社玉名中央青果市場	<u>玉名中央青果業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社ジェイエイ熊本山鹿青果	<u>地方卸売市場 株式会社 ジェイエイ熊本山鹿青果業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社山田青果卸売市場	<u>山田青果卸売市場臨時買受人の会運用規約</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社植木青果市場	<u>植木青果市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場合資会社松橋中央青果	<u>地方卸売市場合資会社松橋中央青果業務規程</u>	事項3のうち「申請者はあらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（または推薦）を受けなければならない」「申請者は当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」とするルールについて、内規（申し合わせ）の改善を検討中
地方卸売市場八代青果食品株式会社	<u>地方卸売市場 八代青果食品株式会社 業務規程</u>	事項3について、「申請者は当該市場の買参人組合（代払制度）に加入を勧める」とする暗黙のルールの改善を検討中
地方卸売市場中九州青果株式会社	<u>中九州青果業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場人吉連合青果株式会社	<u>地方卸売市場 人吉連合青果株式会社 業務規程</u>	事項3について、9月中に買参人組合との打ち合わせにて内規の改善を進める
株式会社みなまた青果卸売市場	<u>株式会社みなまた青果卸売市場果業務規程</u>	事項3のうち「申請者はあらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（または推薦）を受けなければならない」「申請者は当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」とするルールについて、内規（申し合わせ）の改善を検討中
地方卸売市場本渡青果事業協同組合	<u>本渡青果事業協同組合業務規程</u>	事項1について、改善に向け検討中 事項3のうち「申請者はあらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（または推薦）を受けなければならない」「申請者は当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」とするルールについて、内規（申し合わせ）の改善を検討中

地方卸売市場八代共同魚市場	<u>八代漁業協同組合業務規程</u>	該当なし
天草漁業協同組合本渡地方卸売市場魚市場	<u>天草漁業協同組合本渡地方卸売魚市場業務施行細則</u>	事項 1 について、改善に向け検討中
天草漁業協同組合牛深地方卸売市場魚市場	<u>天草漁業協同組合牛深地方卸売魚市場業務規程</u>	該当なし
熊本食肉地方卸売市場	<u>熊本食肉地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場熊本花市場	<u>買受人申請から取引開始まで</u>	該当なし
地方卸売市場肥後花市場	<u>卸売市場業務規程</u>	事項 3 について、「申請者は、買参権申請書受理後、理事会の承認を受けなければならない」とする内規の改善を検討中

＜事項＞

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。

売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。